

# CISGにおける履行期前の契約違反

Anticipatory breach of contract under the CISG

齋 田 統

Osamu SAIDA

## 要 旨

契約締結後に履行すべき者の財産状態が著しく悪化した場合に、先履行義務者は、自己の債務の履行を拒絶することができるのか、また、履行拒絶の場合など履行期到来前に履行期に債務の履行がなされないことが明らかな場合に契約の解除をすることができるのかについて、日本民法に明文規定は存在しない。それに対して、国際ルールである CISG (United Nations Convention on Contracts for International Sale of Goods) およびヨーロッパ契約法原則 (Principles of European Contract Law (PECL)) においては、これらについて明文規定が置かれている。本稿では、CISG における履行期前の契約違反の問題について検討してみたい。

キーワード CISG 履行期前の契約違反

## 一 はじめに

契約締結後に履行すべき者の財産状態が著しく悪化した場合に、先履行義務者は、自己の債務の履行を拒絶することができるのか、また、履行拒絶の場合など履行期到来前に履行期に債務の履行がなされないことが明らかな場合に契約の解除をすることができるのかについて、日本民法に明文規定は存在しない。

それに対して、国際ルールである CISG (United Nations Convention on Contracts for International Sale of Goods) およびヨーロッパ契約法原則 (Principles of European Contract Law (PECL)) においては、これらについて明文規定が置かれている。すなわち、CISG71 条 1 項は、①相手方の履行をする能力または相手方の信用力の著しい不足や②契約の履行の準備また

は契約の履行における相手方の行動によって、相手方がその義務の実質的な部分を履行しないであろうという事情が契約の締結後に明らかになった場合には、当事者の一方は、自己の義務の履行を停止することができる<sup>1</sup>。そして、CISG72条1項は、「当事者の一方は、相手方が重大な契約違反を行うであろうことが契約の履行期日前に明白である場合には、契約の解除の意思表示をすることができる」とする<sup>2</sup>。PECLにも同様の規定があり、PECL8:105条1項は、「当事者の一方は、相手方による重大な不履行が起きるであろうことを信じるにつき合理的な理由を有するとき、履行が適切に行われることに対する相当な担保を要求することができ、かつ、その間、そのように信じるのが合理的であり続けるかぎり、自らの債務の履行を留保できる」とし<sup>3</sup>、PECL9:304条は、「当事者の一方の債務の履行期が到来する前に、その当事者が重大な不履行になるであろうことが明白なときは、相手方は、契約を解消することができる」としている<sup>4</sup>。本稿では、CISGにおける履行期前の契約違反の問題について検討してみたい。

## 二 履行停止権

### 1 沿革

国際物品売買契約に関する国際連合条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG)）は、1964年の国際物品売買契約の成立についての統一法（Uniform Law on the Formation of Contracts for the International Sale of Goods (ULF)）および国際物品売買についての統一法（Uniform Law on the International Sale of Goods (ULIS)）を基礎に国際連合国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law (UNCITRAL)）により起草され、その後、ウィーン外交会議で採択され、1988年1月に発効した<sup>5</sup>。

ULIS73条1項は、「各当事者は、契約締結後において、相手方当事者の経済状態が、その義務の本質的部分を履行しないであろうと危惧すべき相当の事由があるといえる程に困難となつてきていると認められるときは、何時でも、自己の義務の履行を停止することができる」とする。そして、同条2項は、第1項に規定された買主の経済状態が明らかになる前に売主がすでに物品を発送しているときは、物品の取得を買主に権限づける証書を買主が所持する場合といえども、売主は買主への物品の引渡を差止めることができるとする。また、同条3項は、証書がその譲渡の効力に関する留保を含んでいる場合、または売主において、証書所持人が、その取得の時に売主を害することを知って行為したことを証明し得た場合を除き、所持人に物品の取得を権限づける証書の適法な所持人である第三者により請求されたときは、売主は、物品の引渡を差止める権限を有しないと規定した<sup>6</sup>。

ULIS73条に基づき1978年CISG草案62条1項は、契約締結後に、相手方の履行能力もしくは信用力の著しい悪化または契約履行の準備もしくはその現実の履行における相手方の行動が、相手方がその義務の実質的部分を履行しないであろうと判断する十分な根拠を与えるため、そうすることが合理的である場合には、当事者は履行を停止できると規定された。そして、1978年CISG草案62条1項についてのウィーン外交会議における多くの議論を経て1980年に採択されたのが現在のCISG71条1項である<sup>7</sup>。

## 2 履行停止の要件

CISG71条1項は、①相手方の履行をする能力<sup>8</sup>または相手方の信用力の著しい不足<sup>9</sup>や②契約の履行の準備または契約の履行における相手方の行動<sup>10</sup>によって、相手方がその義務の実質的部分を履行しないであろうという事情が契約の締結後に明らかになった場合には、当事者の一方は、自己の義務の履行を停止できると規定する。

「義務の実質的部分を履行しない」の違反の程度は、CISG25条や71条の「重大な契約違反」より低いとされる<sup>11</sup>。「実質的部分」であるか否かは契約全体を考慮して判断されなければならない<sup>12</sup>。

CISG71条1項は、「相手方がその義務の実質的部分を履行しないであろうという事情が契約の締結後に明らかになった場合」とする。ここで、「明らかになった (it becomes apparent)」という要件は、債務者の置かれている状況が当該国際取引分野に従事する客観的な第三者に知られないはずはなかったということの意味し<sup>13</sup>、CISG72条の「明白な (it becomes clear)」より低い蓋然性で足りるとされる<sup>14</sup>。低い蓋然性で足りるのは、CISG71条の下での履行停止権の予備的性質から説明することができる<sup>15</sup>。また、相手方がその義務の実質的部分を履行しないであろうという事情が「契約の締結後に明らかになった」ことを要する。したがって、不履行の恐れを生ぜしめる事由が契約締結前に存在していても、締結後にそれが明らかになればよい<sup>16</sup>。

また、CISG71条2項は、売主が71条1項に規定する事情が明らかになる前に物品をすでに発送している場合には、物品を取得する権限を与える書類を買主が有しているときであっても、売主は、買主への物品の交付を妨げることができるとする<sup>17</sup>。ULIS73条3項は、証書がその譲渡の効力に関する留保を含んでいる場合、または売主において、証書所持人が、その取得の時に売主を害することを知って行為したことを証明し得た場合を除き、所持人に物品の取得を権限づける証書の適法な所持人である第三者により請求されたときは、売主は、物品の引渡を差止める権限を有しないとしていたが、CISG71条2項2文は「71条2項の規定は、物品に関する売主と買主との間の権利についてのみ規定する」とする。実質的部分の不履行が明らかになったかに関する事例として2009年5月29日ニューヨーク地区連邦地方裁判所判決がある。

2009年5月29日ニューヨーク地区連邦地方裁判所判決<sup>18</sup>

(1) 事実

原告 Doolim 社（売主）はアパレルの製造に従事する韓国の会社であり、被告 Doll 社（買主）はアパレルの製造・販売に従事するニューヨークの会社である。両社は2007年4月から10月の間に売主が買主の仕様で約500,000着の婦人服をベトナムで製造し、ロサンゼルスに向けて船積みをする一連の契約を締結した。支払条件によると買主は売主に衣服の受領後15日以内に代金を支払わなければならなかった。

売主は2007年7月と8月に77,528着（7、8月用衣服、購入価格381,026ドル）の船積みをして、買主は2007年9月7日以前に受領した。しかし買主は2007年9月22日に売主に代金の支払をしなかった。売主は2007年9月22日から10月9日の間に、買主から7、8月用衣服の支払の言質を取った。

2007年10月と11月初めに売主は157,092着（10月用衣服、購入価格659,059ドル）を船積みして、買主は2007年11月20日以前に受領した。10月と11月の同じ期間の間に買主は249,293着（追加衣服、購入価格878,262ドル）を注文したが、追加の衣服の約87%は2008年1月に船積みが予定され、買主はその大部分（K-Mart用衣服）をK-Martに転売する計画であった。

2007年11月21日に買主は売主に200,000ドルのみ支払った。2007年11月25日に売主は13,735着（11月用衣服、購入価格67,433ドル）を船積みし、2007年12月1日、売主は、同日までに受領したすべての注文に関する未決済額の支払の言質を要求した。

2007年12月8日、両社はそれぞれの権利義務を修正する書面契約を締結した。買主は売主に2007年12月30日までの請求額931,000ドルを5回の分割で支払うことを約束し、また、買主は2007年12月14日までにK-Mart用衣服の支払を保証する信用状を売主に提供することを約束した。そこで、売主は支払総額の減額と支払日程の変更を受け入れることを約束した。

2008年1月中旬までに買主はいずれの分割分の支払もせず、K-Mart用衣服の支払を保証する信用状も売主に提供しなかった。その結果、売主は買主への衣服の引渡を停止した。このとき、売主は買主に11月用衣服の引渡をしておらず、それらの衣服はロサンゼルスに留め置いた。さらに追加衣服のうちの38,450着は製造を終えたものの船積みせず、残りの210,843着の製造は開始していた。売主はすでに追加衣服の製造コストの大部分を負い、製造プロセスはもう少しから完成であった。買主およびその経営責任を有するメンバーで、登録商標Dollの所有者であるOshatzが、売主が衣服を直接販売しようとするならその知的財産権の保護を求めることをほめかしていたため、売主はすでに完成した衣服の売却を試みず、これによる損害が発生した。

2008年初め、OshatzはDoolim社に自分と買主は支払不能状態であること、Dollブランドはおしまいで、自分はニューヨークを離れる計画をしていると話した。

## (2) 判旨

買主は売主に7、8月用衣服および10月用衣服の購入価格1,040,085ドルを支払う義務がある。買主は衣服代金として200,000ドルのみ支払い、残額を支払わないことによりこの義務に基本的に違反した。購入価格の20%以下にすぎない支払は、売主から履行に対する期待を奪った。買主の契約違反のため売主は契約価格の総額と支払額の差額840,085ドルを回復する権利が与えられる。

売主は製造したが、引渡さなかった衣服に対する損害賠償を求める。売主は買主が11月用衣服および追加衣服の代金を支払うことができないことが明らかになったためこれらの衣服を引渡さなかった。2007年12月7日の時点で、売主は、買主が7、8月用衣服に関して3か月以上不履行であったため、買主は生産中の衣服に対しても支払わないであろうという十分に根拠のある恐れを抱いていた。売主は、買主が2007年12月14日までに追加衣服の大部分のための信用状確保を約束し、2007年12月14日の200,000ドルの支払から割引価格を分割払いで支払うことを約束したので、追加衣服の製造と船積みを開始した。買主が信用状の確保または2007年12月14日までに200,000ドルの支払をすることに失敗したとき、買主は少なくとも残存する契約義務の履行に重大に欠陥があるであろうことは明らかであった。売主は、注文した衣服の支払の永続的失敗が11月用衣服および追加衣服について合意された価格を支払うことができないか、あるいは支払いたくないことを示していることから契約を解除して、11月用衣服および追加衣服の引渡を恒常的に差し控えた。2008年1月末までに買主はK-Mat用衣服のための信用状を確保せず、2007年12月14日、同月28日、2008年1月11日、同月25日が支払期日の総額530,000ドルの支払をせず、そして以前受け取った船荷に対して売主に支払うべき債務を満たすことができるいかなる保証も売主に与えなかった。そこで、買主が変更契約ならびに11月用衣服および追加衣服購入の注文に基づく義務に違反し続けるであろうことは明らかであった。

売主は11月用衣服および追加衣服に関する買主との契約を合理的に解除したので、CISGの下で2つの救済方法の選択の権利がある。すなわち合理的期間内に合理的方法での当該衣服の再売却により再売却価格と契約価格の差額を買主から回復すること、あるいは引渡場所における価格として通常定義される時価と契約価格の差額を損害として回復することの2つである。売主は11月用衣服と追加衣服に明らかに価値があると信じて最初の方法によることを欲した。しかし、売主は当該衣服にDoll商標が付いており、衣服の売却が商標権の侵害を構成するかもしれないことを心配したため、当該衣服を再売却しなかった。その結果、売主の11月用衣服と追加衣服に関する損害賠償請求は否定される。

### 3 履行停止の通知

CISG71条3項により、履行を停止した当事者は、物品の発送の前後を問わず、相手方に対して履行を停止した旨をただちに通知しなければならないとされ、また、相手方がその履行について適切な保証を提供した場合には、自己の履行を再開しなければならないとされる<sup>19</sup>。

ここで「ただちに通知」とは、避けられない場合を除き遅滞なく通知しなければならないことを意味する<sup>20</sup>。通知の内容は履行を停止した旨のみでよく、履行停止の根拠となった具体的事由を通知する必要はないとされるが、通知義務の趣旨に照らして履行停止の根拠となった具体的事由の表示が要求されるとする見解もある。当該通知は履行停止権の成立要件ではないと解するのが多数説である<sup>21</sup>。提供された保証が適切であるか否かは、履行されない債務者の契約上の義務により判断される<sup>22</sup>。通知に関する事例として2002年10月15日オランダ仲裁協会仲裁判断がある。

#### 2002年10月15日オランダ仲裁協会仲裁判断<sup>23</sup>

##### (1) 事実

売主はすべてオランダの大陸棚にある沖合のガス田の探査をするオランダの複数の会社である。買主は原油の探索、生産、精製および石油製品と天然ガスの流通分野における主要な国際的プレーヤーであったイギリスの会社である。

1993年および1994年に、売主は買主とリジンブレンドと呼ばれる液体の産物に関する12の売買契約を締結した。1993年あるいは1994年から長期間売主と買主の間の売買契約に関する問題はなかった。

しかし1998年6月11日、売主は、リジンブレンドの水銀のレベルのために買主が次の輸送を受け取らないことを示したことを知らされた。1998年6月16日、買主は水銀問題の解決策が見つかるまでリジンブレンドの引渡を受けることを停止することを売主に知らせた。

水銀問題に関する解決策が見つからなかったため、買主は契約を解除し、または契約終了条項もしくは更新に関する契約条項に従って契約を終了させた。売主は買主によって受け取られなかったリジンブレンドを契約価格より低価格で第三者に売却した。

売主は契約期間に引渡されたリジンブレンドは、特定の品質要件が合意されていなかったため、契約に従うものである。たとえリジンブレンドが契約上の義務との関係で適合しないものであったとしても、売主は、買主が水銀問題に気づきCISG39条により要求される短い期間内に適合しないことを知らせなかったという事実のため、いかなる責任も拒否した。

買主は、商品が適合しなかったため、引渡を拒絶し、その義務を停止する権利があるとしていかなる責任も拒否した。買主は、水銀のレベルが増加しており、売主はリジンブレンドが精製プ



ロセスで使用されるため、下流の取引先に損害を発生させることを知っていたか、知るべきであったと主張した。

## (2) 仲裁判断要旨

仲裁廷は、当事者間の紛争は、当該物品が同種の物品が通常使用されるであろう目的に適合することを要求する CISG35 条 2 項 (a) の下で分析されるべきとする。この点に関して 3 つの解釈が存在する。第 1 の見解によると、35 条 2 項 (a) は売主が商品性 (merchantable quality) を持つ商品を引渡すことを要求する。この解釈は CISG の起草の歴史に立ち返る。CISG の協集中契約仕様あるいは特定の目的を欠く商品の適合に関する草案規定がどのように解釈されるべきか疑問が生じた。そのときヨーロッパ大陸諸国のルールは平均的品質 (average quality) が要求されるというのであったのに対して英国コモンロー諸国は商品性に賛成した。第 2 の見解は平均的品質が CISG のケースに関して適用されるべきというものである。第 3 の見解は前述の 2 つの見解を拒絶して、商品性も平均的品質も CISG の体系において適切でないとする。この見解は合理的品質 (reasonable quality) を提案する。仲裁廷は商品性の基準も平均的品質の基準のいずれも CISG のケースで使用されるべきでなく、合理的品質の基準が選ばれるべきとした。1998 年に引渡されたりジンブレンドが合理的品質の必要条件を満たしていたかが問題となるが、仲裁廷は少なくとも価格および売買契約の長期的性質の 2 つの理由のため満たしていなかったとする。

引渡を受けることを拒絶する、あるいは引渡を停止することにおいて買主の側に契約違反があったかという問題について当該商品が不適合であったという抗弁がまず考えられる。仲裁廷は、商品が契約に適合せず、当該状況の下、買主はそれ以上の引渡の拒絶・停止をする権利を与えられ (CISG71 条)、それ以上の引渡を拒絶・停止する理由がなくなったという証拠が売主により提出されなかったため、契約により要求される引渡を受ける義務に違反しなかったと判断した。次に、買主が CISG71 条 3 項により要求される引渡の停止やその中止の決定の通知を直ちにしたりしたかが問題になる。まず当該契約が CISG73 条により予想される分割給付契約であったことが指摘されなければならない。当該規定により分割給付契約は契約違反の場合の救済の見地から可分とされる。そのため 1 つの契約の下での複数の引渡は相互に依存していなければ別個のものとして扱われる。考慮中のケースのように分割給付で引渡される商品に関しては、原則として相互に依存していると考えられる理由はない。したがって、1 つの引渡に関する適合の欠如は、売主がそれ以上の引渡もまた不適合であろうと推断するのに十分な根拠を持つのでなければ、それ以上の引渡について不適合にならない (CISG73 条 2 項)。仲裁廷は、品質不足が将来の引渡において再び生ずる実質的可能性があり、将来の引渡が不適合になるかもしれない十分な根拠があることを買主が十分に証明したとした。仲裁廷は CISG71 条を CISG73 条 2 項とともに解釈する。そこで、リジンブレンドの引渡を受け取る義務の履行を停止する買主の権利は 1998 年 6 月以降に行われる

引渡に及んだ。CISG73条2項は合理的期間内の通知を要求し、1998年6月以降に行われる引渡のための履行も停止する買主の決定を1998年6月に売主が知らされたことは買主と売主の双方によって受け入れられ、仲裁廷は、買主はそれ以上の引渡について合理的期間内に売主に通知したと判断した。したがって、買主は引渡に関してその通知義務に従った。売主はさらなる引渡に関して起こり得る違反を修正せず、CISG71条3項により要求される履行についての適切な保証も提供しなかったため、仲裁廷は買主による分割給付の引渡を受ける義務の違反はなく、売主はそれに対して損害賠償請求することができないとの結論に至った。1998年6月11日の通知に関してCISG71条3項により要求される即時の通知を買主が売主に行ったかが問題となる。リジンブレンドにおける水銀のレベル増加の問題はそれ以前によく知られていたため、仲裁廷は、1998年6月11日の通知は売主がその地位を守るために適当と考える措置を講ずるには明らかに遅すぎであったと判断した。そして、仲裁廷は、売主がCISG71条3項により要求される即時の通知を受けておらず、したがって、買主は1998年6月分割給付の引渡を受け取るべきであり、その点でのみ売主が被った損害に対する責任を負うとした。

#### 4 履行停止の効果

71条1項の要件を満たした場合、当事者は自身の履行を停止する権限を持つだけでなく物品の仕入れなど履行のための準備も停止することができるとされる<sup>24</sup>。

### 三 履行期前の契約解除

CISG72条1項により、当事者の一方は相手方が重大な契約違反を行うであろうことが契約の履行期日前に明白である場合には、契約の解除の意思表示をすることができる。

CISG71条および72条はいずれも履行期前に相手方の不履行を予見できる場合を規律する。ただし71条では義務の実質的な部分を履行しないであろうという事情が明らかになった場合に履行の停止をすることができるのに対して、72条では重大な契約違反を行うであろうことが明白であることを要件に契約を解除できる。

#### 1 解除の要件

CISG72条に基づく契約解除が認められるためには相手方が重大な契約違反を行うであろうことが契約の履行期日前に明白でなければならない。



## CISGにおける履行期前の契約違反

重大な契約違反発生の蓋然性の程度については、事実上の確実性は要求されないが、非常に高度で明白な蓋然性が必要とされる<sup>25</sup>。CISG72条1項における蓋然性の程度を71条1項および73条2項における必要条件と比較するとき、72条1項の蓋然性のレベルが最も高い<sup>26</sup>。また72条1項は、71条1項と異なり、将来の違反が契約締結後に明白になることを要求しない<sup>27</sup>。重大な契約違反の発生が明白であったかに関する事例として1992年9月30日ベルリン地方裁判所判決がある。

### 1992年9月30日ベルリン地方裁判所判決<sup>28</sup>

#### (1) 事実

1991年10月16日にドイツの靴小売店のオーナーである買主は売主に212足の靴を代金11,206ドイツマルクで注文した。支払の合意に関して、当事者は支払が請求書に示された日から10日以内になされるなら、購入価格の3%割引が与えられることに合意した。支払期日は請求書に示された日から60日であった。

売主は当該靴を生産し、運送業者に引渡す準備をした。その後売主は買主の支払能力に関して再考した。1992年1月27日に売主は買主に1992年2月4日までに小切手あるいは銀行保証の方法で合意した購入価格の額で保証を提供することを求めた。以前の取引時に売主は買主に3枚の小切手による支払を認めた。最初の小切手は問題なく決済されたが、他の2枚は決済されなかった。売主はさらに期日までに保証が提供されない場合、契約を解除し、当該商品を再売却し、買主に損害賠償を求める権利を行使することを示した。そして売主は1992年5月13日に212足の靴を売却した。

#### (2) 判旨

裁判所は、1992年1月の終わりの靴の引渡前に、買主が購入価格を支払わないことにより、重大な契約違反を犯すであろうことは明白であったとして、売主はCISG72条1項、2項により契約を解除する権利があるとした。

## 2 解除の通知

CISG72条2項により、時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に対して合理的な通知を行わなければならない<sup>29</sup>。

この時間の必要条件は、他方当事者が適切な保証を提供することができるために合理的な通知

の必要条件と関連して解釈されなければならない<sup>30</sup>。

相手方がその履行について適切な保証を提供した場合には、契約解除権は消滅する<sup>31</sup>。適切な保証に関する事例として、1994年1月14日デュッセルドルフ高等裁判所判決がある。

#### 1994年1月14日デュッセルドルフ高等裁判所判決<sup>32</sup>

##### (1) 事実

1992年3月31日にドイツの買主はイタリアの売主に140足の靴を注文した。売主は靴を製造したが、以前の送り状に関する支払に不履行があったため、売主は購入価格の支払のための保証を受け取ることなく靴を発送することは不本意であった。そのため、売主は、1992年7月9日に、1992年7月16日までに支払に対する適切な保証を提供しない場合、契約を解除する旨の通知をした。しかし買主は保証を提供しなかったため、売主は、1992年8月5日に契約解除した。製造された靴に関して、売主は1992年9月16日にM社に21足を255,000イタリアリラ（売主と買主が当初合意していた価格）で販売し、109足を買主との契約で合意された価格より安い1足につき50,000イタリアリラ、計5,450,000イタリアリラでS社に販売した。残りの10足は売主の倉庫にあり、売主により1足につき50,000イタリアリラと評価された。そこで売主は、契約価格と代替取引における価格との差額および契約価格と残りの靴の価値との差額、計9,215,000イタリアリラの賠償を求めた。

##### (2) 判旨

裁判所は、売主にCISG72条による解除権があることについて当事者間に争いはなく、売主はCISG74条および75条に基づく損害賠償請求権が認められると判示した。

## 四 分割履行契約の解除

CISG73条1項は、「物品を複数回に分けて引き渡す契約において、いずれかの引渡部分についての当事者の一方による義務の不履行が当該引渡部分についての重大な契約違反となる場合には、相手方は、当該引渡部分について契約の解除の意思表示をすることができる」とする<sup>33</sup>。分割履行契約は少なくとも2つの継続的な引渡から成る。最初の引渡は後の引渡と分離され、時間的にずれがなければならず、個別の引渡は、相互に分離可能である必要がある<sup>34</sup>。

73条1項は分割部分に関する重大な契約違反に言及するが、そこに含まれるのはCISG25条による重大な契約違反のみではない。73条1項における重大な契約違反はより広い意味で解さ

## CISGにおける履行期前の契約違反

れなければならない<sup>35</sup>。

いずれかの引渡部分についての当事者の一方による義務の不履行が将来の引渡部分について重大な契約違反が生ずると判断する十分な根拠を相手方に与える場合には、当該相手方は、将来に向かって契約の解除の意思表示をすることができる。ただし、この解除は合理的期間内に行われなければならない(CISG73条2項)。73条2項に基づく契約解除では、単に1つの分割部分に関する義務の不履行で十分であり、その違反は重大である必要はない<sup>36</sup>。現在の契約違反が将来の重大な契約違反の予測の根拠になるため、将来の重大な契約違反の危険は、現在の契約違反から導かれ得、推論されなければならない<sup>37</sup>。そして、1つの分割部分に関する義務の違反は将来の分割部分について重大な契約違反が生ずることを判断させるのに十分な根拠を与えなければならない<sup>38</sup>。要求される蓋然性の程度に関して71条や72条と類似性があるがそれぞれの規定で文言に違いがある。71条では、契約違反の恐れが明らかになった場合とされ、72条では将来の重大な契約違反が明白な場合とされるのに対して、73条2項では重大な契約違反の発生を判断させるのに十分な根拠を与える場合とされている。また、71条の停止権は72条および73条2項における救済に比べてより弱く、一時的である。72条と73条2項の比較から、73条2項の将来に向かっての契約解除は、72条の契約違反の恐れを理由とする契約全体の解除より低いレベルにあるといえる。したがって、救済の序列は、71条1項から73条2項、72条へと上がっていく<sup>39</sup>。

73条2項に基づく解除権の行使は合理的期間内になされなければならない、期間は迫り来る契約違反を知ったときから進行する<sup>40</sup>。72条と異なり、73条2項は、債務者が適切な保証を提供することにより契約解除を防ぐことができるように債権者が債務者に通知することを要求しない<sup>41</sup>。

73条3項は、「いずれかの引渡部分について契約の解除の意思表示をする買主は、当該引渡部分が既に引き渡された部分又は将来の引渡部分と相互依存関係にあることにより、契約の締結時に当事者双方が想定していた目的のために既に引き渡された部分又は将来の引渡部分を使用することができなくなった場合には、それらの引渡部分についても同時に契約の解除の意思表示をすることができる」とする<sup>42</sup>。73条3項は独立した救済を提供するのではなく、1つの引渡部分の不安に対する買主の対応を契約の全体または一部に及ぶようにするために拡張するに過ぎない<sup>43</sup>。73条3項が適用されるためにはある引渡部分に関する重大な義務違反に基づき、買主が73条1項の解除権を取得し行使することが要求される<sup>44</sup>。73条3項は債権者が解除を望む引渡が同一目的でなされる場合にのみ適用され得る<sup>45</sup>。

## 五 おわりに

CISGにおいては、履行期前に債務者の履行がされない恐れがある場合にこれを救済する制度として、履行の停止（71条）、履行期前の解除（72条）、および分割履行契約の解除（73条）を規定している。契約違反の蓋然性の程度に関して、CISG71条では契約違反の恐れが明らかになった場合とされ、72条では将来の重大な契約違反が明白な場合とされるのに対して、73条2項では重大な契約違反の発生を判断させるのに十分な根拠を与える場合とされている。71条の停止権は72条および73条2項における救済に比べてより弱く、一時的である。72条と73条2項の比較から、73条2項の将来に向かっての契約解除は、72条の契約違反の恐れを理由とする契約全体の解除より低いレベルにあるといえる。したがって、救済の序列は、71条1項から73条2項、72条へと上がっていく。

不安の抗弁権は、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」において取上げないこととされた<sup>46</sup>。一方、履行期前の契約解除を含めた契約解除に関して民法（債権関係）改正法案542条は下記のように規定する。

542条 ① 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

② 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

## CISGにおける履行期前の契約違反

民法（債権関係）改正法案においては、履行期前に重大な契約違反が明白な場合の解除のルールについて規定されていないが<sup>47</sup>、契約の維持と解除とのバランスに鑑みると、履行停止権も含め<sup>48</sup>、契約違反の蓋然性の程度に応じた救済手段を債権者に認めるのがよいと考えられる<sup>49</sup>。

### 注

- <sup>1</sup> 法務省民事局参事官室（参与室）編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』別冊 NBL146 号（2014 年）157 頁。
- <sup>2</sup> 法務省民事局参事官室（参与室）・前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』149 頁。
- <sup>3</sup> 法務省民事局参事官室（参与室）・前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』156 頁。
- <sup>4</sup> 法務省民事局参事官室（参与室）・前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』146 頁。
- <sup>5</sup> 曾野和明＝山手正史『国際売買法《現代法律学全集 60》』（1993 年）13-18 頁、ペーター・シュレヒトリーム（内田貴＝曾野裕夫訳）『国際統一売買法——成立過程からみたウィーン売買条約』（1997 年）1-6 頁、潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和編『概説国際物品売買条約』（2010 年）1-4 頁。
- <sup>6</sup> 谷川久「有体動産の国際的売買についての統一法（仮訳）」国際商事法務 59 号（1967 年）12-13 頁。
- <sup>7</sup> 曾野＝山手・前掲『国際売買法』215 頁。
- <sup>8</sup> 履行能力の著しい不足は、売主の工場のストライキ、物品過積載、火災や自然災害による工場の損失、輸出不許可、輸出禁止、戦争の勃発あるいは物品の滅失および売主が物品を入手できない場合などから生じ得る（Kröll, et al., UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG), 2011, p. 921. 甲斐道太郎＝石田喜久夫＝田中英司＝田中康博編『注釈国際統一売買法Ⅱ——ウィーン売買条約——』（2003 年）113 頁）。
- <sup>9</sup> 買主の履行あるいは信用における著しい不足は、破産の宣言、売主の競争相手からの設備購入、あるいは船積渡し契約において保管場所が不十分な場合などから生じ得る。そのような不足の徴候は、買主が以前の引渡に対する支払いをしない、契約上求められる前払い金の支払をしない、あるいは期日に信用状を開設できないことから明らかである場合もある（Kröll, et al., op. cit., p. 921. 甲斐＝石田＝田中＝田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』114 頁）。
- <sup>10</sup> 履行の準備または契約の履行における売主の行為として、期限内物品製造のため必要な物品あるいは材料を手に入れることができなかつたり、サンプルの引渡が遅れたり、書類を提供する契約上の義務に従わなかつたり、契約上明記された実験の予定に従いきちんとそれを実行しなかつたり、物品を指定された国に輸出して、荷積の港を指定する契約上の義務を履行するための許可を得ることができなかつた場合をあげることができる（Kröll, et al., op. cit., p. 922）。
- <sup>11</sup> 甲斐＝石田＝田中＝田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』111 頁。曾野＝山手・前掲『国際売買法』217 頁。

- <sup>12</sup> Schwenger, “Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods(CISG)”, 3<sup>rd</sup> ed., 2010, p. 954. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』112頁。
- <sup>13</sup> ベーター・シュレヒトリーム著、内田 = 曾野訳・前掲『国際統一売買法』131頁。
- <sup>14</sup> Schwenger, op. cit., p. 958. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』112頁。
- <sup>15</sup> Schwenger, op. cit., p. 958.
- <sup>16</sup> Schwenger, op. cit., pp. 956-957. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』115頁。
- <sup>17</sup> 法務省民事局参事官室（参与室）・前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』157頁。
- <sup>18</sup> DC (Southern Dist. NY) 29 May 2009, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/090529u1.html>. 井原宏 = 河村寛治編『判例ウィーン売買条約』（2010年）260頁以下。
- <sup>19</sup> 法務省民事局参事官室（参与室）・前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』157頁。
- <sup>20</sup> Schwenger, op. cit., p. 959.
- <sup>21</sup> 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』117頁。
- <sup>22</sup> Schwenger, op. cit., p. 965. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』116頁。
- <sup>23</sup> NAI 15 October 2002, Case No. 2319, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/021015n1.html>. 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』122頁以下。
- <sup>24</sup> Huber & Mullis, The CISG : A new textbook for students and practitioners, 2007, p. 342. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』117頁。
- <sup>25</sup> Schwenger, op. cit., p. 973. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』124頁。
- <sup>26</sup> Schwenger, op. cit., p. 973.
- <sup>27</sup> Schwenger, op. cit., p. 974.
- <sup>28</sup> LG Berlin 30 September 1992, 99 O 123/92, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/920930g1.html>. 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』272頁、甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』124頁。
- <sup>29</sup> 法務省民事局参事官室（参与室）・前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』149頁。
- <sup>30</sup> Schwenger, op. cit., p. 976.
- <sup>31</sup> Schwenger, op. cit., p. 978. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』129頁。
- <sup>32</sup> OLG Düsseldorf 14 January 1994, 17 U 146/93, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/940114g1.html>. 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』340-341頁、369頁以下。
- <sup>33</sup> 法務省民事局参事官室（参与室）・前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』149頁。
- <sup>34</sup> Schwenger, op. cit., p. 986. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』135頁。
- <sup>35</sup> Schwenger, op. cit., p. 988. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』137-138頁。
- <sup>36</sup> Schwenger, op. cit., pp. 989-990. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』139頁。
- <sup>37</sup> Schwenger, op. cit., p. 990.
- <sup>38</sup> Schwenger, op. cit., pp. 989-990. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』139頁。



- <sup>39</sup> Schwenzer, op. cit., p. 991. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』140 頁。
- <sup>40</sup> Schwenzer, op. cit., p. 993. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』141 頁。
- <sup>41</sup> Schwenzer, op. cit., p. 994. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』141 頁。
- <sup>42</sup> 法務省民事局参事官室（参与室）・前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』149 頁。
- <sup>43</sup> Schwenzer, op. cit., p. 995. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』142 頁。
- <sup>44</sup> Schwenzer, op. cit., p. 995. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』143 頁。
- <sup>45</sup> Schwenzer, op. cit., p. 995. 甲斐 = 石田 = 田中 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ』143 頁。
- <sup>46</sup> 民法（債権関係）部会資料 80-3。なお「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」第 33 においては、以下のような規定が置かれていた。

第 33 不安の抗弁権

双務契約の当事者のうち自己の債務を先に履行すべき義務を負う者は、相手方につき破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったことその他の事由により、その反対給付である債権につき履行を得られないおそれがある場合において、その事由が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その債務の履行を拒むことができるものとする。ただし、相手方が弁済の提供をし、又は相当の担保を供したときは、この限りでないものとする。

ア 契約締結後に生じたものであるときは、それが契約締結の時に予見することができなかつたものであること

イ 契約締結時に既に生じていたものであるときは、契約締結の時に正当な理由により知ることができなかつたものであること

- <sup>47</sup> 潮見佳男「解除条件の現代化——日本民法（債権関係）法の改正と国際的モデル準則の比較研究」川角由和 = 中田邦博 = 潮見佳男 = 松岡久和編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』（2016 年）188-189 頁。
- <sup>48</sup> 石崎泰雄「履行期前の不履行と解除——不履行法体系の構造論のための比較法的考察——」早稲田法学 74 巻 4 号（1999 年）256 頁。
- <sup>49</sup> 松井和彦『契約の危殆化と債務不履行』（2013 年）379 頁以下。

